

外来生物（植物）の特徴と選定に際しての留意点（案）

1．水草

日本に輸入される水草の種類は年々増加し、愛好者の数も増加していることが予測されており、鑑賞目的で栽培された水草が逸出や放棄により野外で増加し、希少な植物の生育地で増加する例が見られている。水草は他の植物と比較して、水を媒介に短時間で広範囲に広がる傾向があるとともに、多様な栄養繁殖手段が発達しているため、増加の速度が速いことが特徴である。

水草については、鑑賞用として輸入や売買がなされている場合が多いことから、法律に基づき規制を行うことが、生態系等への影響を防止する上で効果的である。

2．水草以外の園芸植物

水草と同様、数多くの園芸植物が輸入されているが、現状では、定着して悪影響を及ぼす種類は限られており、定着しても、長期間にわたって群落を維持することがない種も多い。

一方、今後、侵略的な外来植物が導入されないとも限らないことから、それらについて、生態系等に係る被害の観点から、影響を評価する仕組みを構築することが課題である。

3．緑化植物

工事法面の早期緑化などに用いられてきた外来の緑化植物が、在来の植物相に影響を与えていることが指摘されている。

現状では外来植物に替わって在来植物を緑化に活用することは、経済性や遺伝的影響の観点から難しく、直ちに輸入や使用を規制することが可能な状況ではなく、外来生物小委員会委員長談話にあるとおり総合的な取組が課題である。

4．雑草

世界の雑草として約4,000種以上があげられており、これらのうち特に農耕地雑草は世界的にみると1,600種内外とされ、植物相への影響が指摘されている。

雑草は、牧草の種子等の輸入に伴い非意図的に導入されるケースがほとんどであるため、目的や行為を特定してその取扱いを管理する規制になじむものではない。非意図的に導入される場合について、生態系等に係る被害の観点から影響を評価する仕組みをどのように構築するかが課題である。

水草に係る留意点について

1．日本の水草の多様性と希少性

日本には、狭義の水草（抽水(挺水)植物、浮葉植物、沈水植物、浮遊（浮漂）植物に分類される）は200種あまり。広義の水草（湿地や湿原に生育する湿生植まで含む）は400種近くあり、流水域（河川や用水路）、止水域（湖沼、池沼、ため池、水田）からなる様々な水環境が多様な水草の生育を可能にしている。

なお、我が国の農村においては、水稻作の営みにより、浅い水面を持つ湿地が形成・維持され、水田のほか、用水路やため池といった多様な水辺環境が有機的に連携し多様性に富んだ生態系が形成されてきたことから、そうした過程で育まれてきた多様な水草を保護することは、日本の生物多様性を保全する上で重要である。

水草が生育できる環境は、水深や水質に規定されている。そうした環境は、埋立や改修、水質汚濁等により少なくなってしまう、水草の多くが絶滅危惧種になってしまったため、絶滅の危機に瀕している水草として、50種近くがあげられている。

2．外来水草の特性

限られた環境に生育する絶滅危惧種の水草にとって外来水草の侵入は致命的である。水草は他の植物と比較して、以下のような特性を有しており水を媒介に短期間で広範囲に広がり増加する傾向がある。

植物体の断片（切れ藻）から不定根を出して別の場所に定着する。

地下茎や走出枝によって増殖する。

形態的・生理的に特殊化した部分（塊茎や鱗茎、胎生芽、殖芽）が、越冬や栄養繁殖の手段となる。

特に、希少な水草の生育地、保全の必要性の高い高層湿原の池沼や地域に固有の生物相が確保されているため池等に導入されると大きな被害が生じることが考えられる。

3．利用の現状

水草は、観賞用に大量に輸入され、多数の販売業者から不特定の利用者が購入・栽培しているのが現状である。利用者としては、研究機関、水族館のような専門機関だけでなく、一般家庭、小学校等多岐にわたり、栽培状況を把握することが極めて困難なものもある。

4．選定作業を進める際の留意点

来春の法施行までの限られた期間で第1陣の選定作業を実施する必要があるため、上記の状況を勘案し、水草の中でも特に、分類・生態・被害等に関する既存の知見の集積があるもの、希少種の生育地や保全の必要性の高い生態系に被害を及ぼすもの、規制による管理を行うことが効果的と考えられるもの、現在分布拡大の初期段階にあり、すでに広域に広がってしまったものに比べより有効な対策を立てられるもの、を選定することとする。